

シニアのひろば

住み慣れた家についてまでも

高齢者の方の在宅生活を応援する二つの制度をご紹介します。

●人にやさしい住宅リフォーム補助金

住み慣れた家で暮らすための住宅リフォーム補助制度を紹介します。

【対象】市内在住で70歳以上の方のいる世帯(対象者と同じ世帯の方に市税の滞納がないこと)

※要支援・要介護認定者は、介護保険による住宅改修の対象です。

【内容】次に該当する経費の2分の1以内(上限15万円)

- ・居室、階段、トイレなどの段差解消および手すりの取り付け
- ・和式トイレを洋式に改修
- ・お風呂の改修(段差解消、手すりの取り付けが対象)



※工事内容は申請前にご相談ください。

【補助の流れ】

- ①必要書類をそろえて、市に申請
- ②市職員、施工業者および申請者の三者で現場を確認
- ③対象と認められた場合、市から補助金交付決定通知を送付
- ④通知を受け取った日以降に施工

⑤工事完了後、必要書類をそろえて、市へ工事の完了を報告

⑥市職員が行う完了検査で合格した場合、補助金を交付

【申込期限】令和8年2月27日(金)まで

【注意事項】

- ・世帯につき1回限りの補助です。
 - ・工事着工後の申請は認められません。
- ※申請後、決定までに時間がかかる場合があります。

●配食サービス

「ひとり暮らしなので、倒れたときに誰にも気づいてもらえない」など、食事や見守りに不安がある方のための制度です。



【対象】市内在住で65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯で、見守りおよび栄養改善の必要がある方

※車を運転できない方(世帯)に限ります。
【内容】1日1食を週5日以内(月～土曜)で、昼食または夕食を配食

【利用料】弁当代は実費負担(配達無料)
【申請方法】

- ①申請書、アセスメント票を市に提出
- ②対象と認められた場合、市から利用決定通知書を送付

③利用者と配食業者で契約などの手続きをして、サービスの利用開始

▼高齢福祉課高齢福祉係 ☎23・4654

【お詫びと訂正】

広報たはら4月号「2万円分の介護用品購入補助券を2冊交付」の対象について誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

誤：要介護1または2の方
正：要介護4または5の方

認知症よろず相談の日

5月の開催予定です。認知症に関することなどご相談ください。相談日に都合の悪い方は、高齢福祉課までお問い合わせください。



日時	内容	場所	連絡先
5/8(木) 13:30~	認知症介護者の集い	田原福寿園	福寿園 ☎27-0882
5/19(月) 13:30~	花より団子茶屋	あつみライフランド	高齢福祉課 ☎23-3217
5/20(火) 13:30~	ほっこり茶縁	田原中部市民館	あつみの郷 ☎22-6784